

(3) 安全な水の供給 【政策 3】

お客様は蛇口をひねれば、いつでもどこでも水質基準を満たした安全で安心して使える水道水を使用することができます。

また、より一層の安全で安心した水道水の供給を目指していきます。

ア 水質管理体制の構築 【3-1】

—取り組み方針—

原水水質から浄水処理*、送水・配水システム、給水栓までの総合的な水質管理が実施できる体制を確保し、安全な水道水の供給を図ります。

主な内容

(水質管理の明確化) 【3-1-1】

- 水質検査計画の策定

(水質管理技術水準の確保) 【3-1-2】

- 的確な水質分析、管理体制の維持・向上
- 相模川水系の共同監視体制及び緊急対応の強化

(水質管理の明確化)

原水から蛇口までの水質管理に必要な対策を明確化し、中長期計画に反映させて、水質の総合的な管理を実行していきます。

● 水質検査計画の策定

今までも水質管理の充実に努めてきました。今後も、水源水質の課題や水質の安全性に対するお客様ニーズに対応するため、水質検査計画を常に見直し、着実に実施していきます。



水質検査

(水質管理技術水準の確保)

水質管理に必要な確保すべき技術、分析機器等の整備を計画的に実施していきます。また、日々実施される水質データの集積、分析によりの的確な判定を行うとともに必要な改善を行っていきます。

- **的確な水質分析、管理体制の維持・向上**

お客様への水道水の品質保証を確保するための必要な水質分析、管理体制を維持、向上させていきます。

- **相模川水系の共同監視体制及び緊急対応の強化**

既に水源を同じにする他の水道事業体と共同で原水水質の監視を実施しています。さらに、水源水質事故等に広域的かつ効率的に対応する共同監視体制及び緊急対応能力の強化を図っていきます。

イ 水源水質の維持保全 【3-2】

ー取り組み方針ー

良質な水道水の源である水源環境や水源水質の保全を関係機関と協力して積極的に実施していきます。

主な内容

(水循環機能の保全) 【3-2-1】

- 相模湖・津久井湖の富栄養化*対策の実施

(水環境負荷の低減) 【3-2-2】

- 相模川流域下水道整備の助成

(水環境保全を支える仕組みづくり) 【3-2-3】

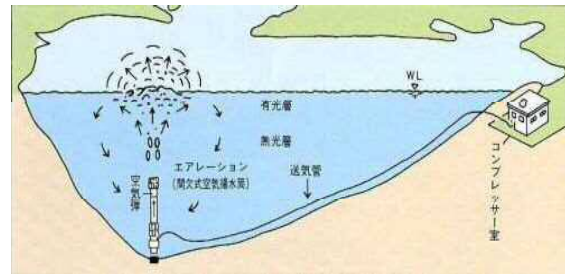
- 流域環境の保全運動への参加、連携

(水循環機能の保全)

神奈川県内の共通の水源である相模川水系、酒匂川水系においては、水質保全、流域の生態系保全のための水循環機能健全化を図る取り組みを関係機関と協力して実施していきます。

● 相模湖・津久井湖の富栄養化対策の実施

ダム湖の富栄養化*の原因となる窒素*、リン*等の栄養塩類は、富栄養化が高い水準で推移しています。また、水処理過程の課題となることから、富栄養化の防止対策として関係機関と共同してエアレーション装置を設置して藻類の抑制を図っていきます。



エアレーション装置概要図

(水環境負荷の低減)

河川、特に生活圏を流れる河川は、様々な水質汚染物質が流入します。河川水質の改善を図る上で、汚染負荷軽減を関係機関と協力して実施します。

● 相模川流域下水道整備の助成

本市の主要な水源系統である相模川流域の生活排水の負荷軽減を図るため、相模川流域に対して下水道整備の助成を行っていきます。

(水環境保全を支える仕組みづくり)

● 流域環境の保全運動への参加、連携

県内の共通の水源である相模川水系、酒匂川水系の水環境保全は、水道事業者、行政だけの対応には限界があるため、住民やNPO（非営利民間組織）などの連携により必要な取り組みを実施していきます。

ウ 給水の安全性の確保 【3-3】

—取り組み方針—

安全で良質な水道水をつくり、お客様までお届けするすべての施設で適正な運用と維持管理、整備を行っていきます。

主な内容

(浄水施設の適切な運用と維持保全) 【3-3-1】

- 浄水施設*の適切な運用・維持
- 用水供給*された水質の管理

(送水・配水の水質維持) 【3-3-2】

- 水質監視機能の整備・強化
- 送水・配水システムにおける水質管理の強化

(適切な施設改良による水質保全) 【3-3-3】

- 配水管網*の整備による水質劣化危険路線の解消

(浄水施設の適切な運用と維持保全)

原水水質の変化に応じて確実な処理機能を持つ浄水処理設備により、適切な施設の運転、制御を行うことにより水質管理目標を達成する水道水を必要量連続して効率的につくっていきます。

● 浄水施設の適切な運用・維持

本市が直接運用している有馬浄水場、逸見浄水場の運転管理を適切に実施していきます。

また、浄水処理に必要な維持保全を着実に実施していきます。



有馬浄水場

● 用水供給された水質の管理

本市との共同施設であり横浜市水道局が運転管理する小雀系統、神奈川県内広域水道企業団が運転管理する企業団系統からの受水は、それぞれの受水地点で水質管理を確実にを行い、お客様へ安全で良質な水道水の品質確保を図ってまいります。

(送水・配水の水質維持)

水質劣化の防止を図るため、水質監視や配水管路網での制御を適切に行い、お客様の給水装置まで安全で良質な水道水を供給してまいります。

● 水質監視機能の整備・強化

網の目に張り巡らされた配水管での水質監視機能を強化するために、配水池や配水管の各地点に常時水質監視ができる機器の追加整備を行い、水質管理を強化してまいります。



水質監視機器

● 送水・配水システムにおける水質管理の強化

市内の道路に布設された約1,400kmに及ぶ配水管の状況は、コンピュータマッピングシステム*を活用して的確に把握しています。

また、コンピュータの分析機能を活用して水道水の流れを正確に把握します。さらに、実際の水道水の各地点での水質状況を定期的に検査することで、配水管路での水質の状況を正確に把握し、管理してまいります。

(適切な施設改良による水質保全)

水道システムの各施設で、水道水質に関して要求される機能を満足できない恐れがある場合には、機能改善を図るための施設更新、整備を実施し、安全な水の供給を行ってまいります。

● 配水管網の整備による水質劣化危険路線の解消

老朽化した配水管路や地域的に水需要の減少していることにより水道水が滞留する区間の配水管路などを的確に把握して、水質を保持するための応急措置を実施してまいります。

また、計画的に更新工事を実施して、水質劣化の危険性を解消してまいります。

エ 給水装置への水質保全の働きかけ 【3-4】

－取り組み方針－

お客様の財産である給水装置での水質劣化の問題を解消するため、積極的に給水装置への働きかけを実施していきます。

主な内容

(給水装置の改良と改善支援) 【3-4-1】

- 鉛給水管*対策の推進
- 直結給水*の拡大

(給水装置への水質サポート) 【3-4-2】

- お客様への相談業務の充実
- 貯水槽水道*の積極的な関与

(給水装置の改良と改善支援)

直結給水の拡大や水質劣化の危険性のある貯水槽水道の廃止、水道メーターまでの鉛給水管の取替えなどにより、給水装置での水質劣化の低減について対策を実施し、安全な水道水の供給を図っていきます。

● 鉛給水管対策の推進

本市では、鉛給水管が多く残存しています。水道水から検出される鉛の許容濃度が厳しくなったことにより、水道水が長時間鉛給水管に滞留していた場合には、その基準値を超える場合もあります。

お客様の財産である鉛給水管（給水管）の取替工事は、解消まで長期間を要することとなりますが、実効性のある施策を順次実施していきます。

● 直結給水の拡大

本市では、起伏の激しい地形上の特徴から、水道の水圧は比較的高圧で給水しています。このため全国に先駆けて条件はあるものの15階までの直結給水が可能です。水質劣化の危険性のある貯水槽を有するビル等へも直結給水の可能性を確認し、可能な場合には直結給水の拡大を図っていきます。

(給水装置への水質サポート)

お客様の設置する給水装置の設置や変更時には、安全な水道水がご利用できるように積極的にアドバイス等を行い、お客様の安全で快適な水道利用をサポートしていきます。

- お客様への相談業務の充実

お客様が給水装置を新設、増設、改造を行う場合に、配水管からの分岐方法など必要な相談、審査を実施して快適に水道を利用いただくためのサポートを行っていきます。

- 貯水槽水道の積極的な関与

お客様の給水装置の中で小規模な受水槽、高架水槽を設置しているものの中には、その管理が十分に行われず水質劣化の原因となりやすい場合があります。

このようなことから、今回の水道法改正では、水道事業者が、貯水槽水道の設置者に、適正な管理の履行を求めるなど適切な関与が規定されました。

今後は、上下水道局と衛生行政である保健所とが、連携を図りながら、適切な管理に対しての技術支援を行っていきます。



貯水槽の点検

(4) 安定した給水 【政策 4】

お客様は蛇口をひねれば、いつでもどこでも必要な水量を適切な水圧で使用することができます。また、より一層の安定した給水を目指していきます。

ア 総合的な施設運用体制の構築 【4-1】

—取り組み方針—

施設の運用（監視、運転、制御）維持管理、更新整備の確実な実施が行える体制を確立し、将来にわたり安定した給水を目指していきます。

主な内容

(適切な水源量の確保) 【4-1-1】

- 相模湖のしゅん濇*（しゅんせつ）の実施

(施設管理と整備方針・内容の明確化) 【4-1-2】

- 施設整備・維持管理基本計画の策定
- 各施設レベルの実施計画の策定

(適切な施設管理と整備技術の確保) 【4-1-3】

- 施設整備・維持管理基準等の整備

(適切な水源量の確保)

県内には、水道水の水源である相模湖、津久井湖、丹沢湖、宮ヶ瀬湖があります。これら湖を将来にわたり安定的な水源として適切に維持管理していきます。

- 相模湖のしゅん濇*（しゅんせつ）の実施

湖に流入する土砂は、貯水容量の減少につながります。

このため貯水機能の回復を図り、確実な取水を行うため、県内関係機関と協力



バックホウ浚渫船によるしゅん濇作業

して相模湖のしゅん濇事業を行っていきます。

(施設管理と整備方針・内容の明確化)

将来的な水需給バランスを考慮して、水道システムの総合的な必要機能を明らかにし、施設管理や整備方針を明確化します。さらに、各施設レベルの機能診断評価を的確に実施し、具体的で合理的な維持管理・更新整備事業の実施計画を策定していきます。

● 施設整備・維持管理基本計画の策定

事業の基本方針に従い、水道システムの必要な機能を確保するために、各施設別の効率的な施設整備計画と維持管理計画を策定し、着実に事業を実施していきます。

● 各施設レベルの実施計画の策定

効率的に施設の維持管理・整備を実施するため、各施設レベル別に実施計画を策定していきます。

(適切な施設管理と整備技術の確保)

水道システムを将来にわたり責任を持って運営するために必要な施設管理技術や整備技術を明らかにしていきます。

そして、適切に管理・整備できるための基準、マニュアル等の整備を行っていきます。

● 施設整備・維持管理基準等の整備

水道システムとしての必要機能を確保し、確実に施設整備・維持管理を実施するための基準を整備して必要な技術を確保していきます。

イ 老朽施設の更新・整備 【4-2】

－取り組み方針－

水需要の動向を見極め、水道施設*の絞込みを行うと同時に、必要な施設は最適な方法で整備していきます。

主な内容

(基幹施設の効率的な更新整備の実施) 【4-2-1】

- 第1次基幹施設整備事業の実施
- 小雀系基幹施設整備事業の実施

(配水施設*の効率的な更新整備の実施) 【4-2-2】

- 配水施設整備事業の実施

(基幹施設の効率的な更新整備の実施)

将来にわたり安定した水道水の供給を行うためには、基幹施設（取水・導水・浄水・送水・配水基幹施設）の更新を着実に実施するとともに、各施設のレベルアップを効率的に図っていきます。

● 第1次基幹施設整備事業の実施

主要な水道施設のうち、昭和30年代から昭和40年代の前半に建設され老朽化が進んでいる施設を中心に更新工事を着実に実施していきます。

また、併せて耐震性能の向上と水道システム全体のレベルアップを図っていきます。



森崎配水池

● 小雀系基幹施設整備事業の実施

横浜市との共同施設である小雀系統施設の整備事業は、横浜市と調整しながら着実に実施していきます。

(配水施設の効率的な更新整備の実施)

将来にわたり安定した水道水を供給していくためには、配水施設（電機計装設備・配水管）の更新を着実に実施するとともに施設のレベルアップを効率的に図っていきます。

● 配水施設整備事業の実施

電機計装設備（受電・無停電電源・計装・ポンプ設備）については、設備の機能停止が給水停止に直結するため、計画的かつ効果的に更新していきます。

さらに、配水管についても、お客様に直結する重要な施設であることから、計画的かつ効率的に更新していきます。



配水管布設工事

ウ 給水の安定した施設運用 【4-3】

－取り組み方針－

水道施設*の運用は、効率性の追求とともに、不測の事態にも適切に対応できる体制を整え、安定した給水を図っていきます。

主な内容

(貯水・取水施設の適切な運用と維持保全の実施) 【4-3-1】

- 貯水・取水施設*の維持保全

(浄水施設の適切な運用と維持保全の実施) 【4-3-2】

- 浄水施設*の適切な維持保全

(導水・送水・配水施設の適切な運用と維持保全の実施) 【4-3-3】

- 導水*・送水*・配水施設*の維持保全

(貯水・取水施設の適切な運用と維持保全の実施)

● 貯水・取水施設の維持保全

将来にわたり安定的な水源水量の確保を図るため、貯水・取水施設の維持保全を図っていきます。

貯水・取水施設は神奈川県内の水道事業体との共通施設であることから、必要な協議・調整を図り、共同で必要な措置を実施していきます。



宮ヶ瀬ダム



相模大堰

(浄水施設の適切な運用と維持保全の実施)

● 浄水施設の適切な維持保全

安全な水道水質を確保するとともに、安定的な水道水の供給を行うために、浄水処理*施設の維持保全に努めていきます。



有馬浄水場



逸見浄水場

(導水・送水・配水施設の適切な運用と維持保全の実施)

● 導水・送水・配水施設の維持保全

お客様の蛇口まで安全で良質な安定した水道水を送るため、その過程での導水・送水・配水施設の適正な運用管理と日々変動する市内の配水状況に応じた効率的な水運用*を行っていきます。



武山配水池



逸見総合管理センター管理室

エ 災害・危機管理対策の充実 【4-4】

－取り組み方針－

災害や渇水等の緊急時にも被害の最小化を図るため、日ごろの災害訓練やマニュアル書の策定などを通じて危機管理体制の強化を充実していきます。

主な内容

(地震対策の充実) 【4-4-1】

- 震災対策基本計画・マニュアル等の定期的な見直し
- 応急活動体制の強化

(渇水対策の充実) 【4-4-2】

- 渇水対策計画・マニュアル等の整備

(原子力事故対策の充実) 【4-4-3】

- 横須賀市の原子力事故対策に従った適切な対応

(テロ対策の充実) 【4-4-4】

- テロへの監視強化の実施

(大規模事故対策の充実) 【4-4-5】

- 大規模事故対策の検討と対応マニュアルの整備

(地震対策の充実)

日ごろから地震への備えを充実させ、万一地震が発生してもその影響をできるだけ少なくするとともに、的確な対応により早期復旧を目指します。また、その復旧までの間、迅速に応急給水ができるようにしていきます。

● 震災対策基本計画・マニュアル等の定期的な見直し

本市では、地震に強い水道を目指して施策を展開してきました。今後も、効果的な震災対策を充実させていくため、震災対策基本計画・マニュアル書等の定期的な見直しを行っていきます。

● 応急活動体制の強化

大規模地震時には、上下水道局だけの対応には限界があります。

地元住民、ボランティアの方々、企業、他都市からの応援機関との連携により迅速な応急活動ができる体制づくりを日頃から進めていきます。



漏水修理訓練

(渇水対策の充実)

神奈川県は、これまでも近隣他都県に比べて渇水の発生は少なく、宮ヶ瀬ダムの完成により、さらに渇水の危険性は低くなりました。しかし、地球規模での異常気象により、洪水や渇水の発生する頻度は高くなってきている状況であり、渇水への対応についても対策を充実していきます。



非常用貯水装置：地上式（三笠公園）

- **渇水対策計画・マニュアル等の整備**

渇水の発生の恐れがある場合には、関係機関と協議しながら水源系統の適切な水運用を行います。また、渇水が発生した場合には、お客様への影響を最小化にするため、渇水対策計画・マニュアル書等を整備して対応に備えていきます。

(原子力事故対策の充実)

米海軍基地や原子力燃料工場がある本市は、原子力事故に対応するための原子力災害対策計画を策定しています。

- **横須賀市の原子力事故対策に従った適切な対応**

上下水道局でも原子力事故を想定した訓練を実施するなど、水道水の安全の確認、必要な応急給水など水道水の供給にかかる適切な対応を行っていきます。

(テロ対策の充実)

平成13年（2001年）9月11日にアメリカ ニューヨークで発生した同時多発テロ以降、世界的にテロへの危険性があります。

上下水道局では、水道水の安全性を確保するため、テロ対策の充実を図り、危機管理対策を充実させていきます。

- **テロへの監視強化の実施**

テロに対応するため、飲料水危機管理計画書を策定し、計画に基づいた施設の強化や監視の強化対策を実施していきます。

(大規模事故対策の充実)

未然に大規模事故を防止するための適切な施設管理や整備を行っていきます。また、併せて事故が発生した場合の影響やその対応を事前に検討し、適切に対応できるようにしていきます。

- **大規模事故対策の検討と対応マニュアルの整備**

スリムな組織を目指す反面、大規模事故への対応能力が低下する恐れがあります。しかし、大規模な事故に対応できる緊急対応能力を確保するため、事前の検討と緊急時にも対応できるマニュアル書の整備を行っていきます。

(5) 快適で安全な生活空間の確保 【政策 5】

お客様に快適な生活空間を提供するため、汚水*施設の未整備区域の早期普及と雨水整備や耐震対策を推進していきます。

また、下水道機能を維持するため、適切な施設の保全を行っていきます。

ア 汚水整備の推進 【5-1】

—取り組み方針—

下水道事業計画認可*区域内のすべてのお客様が下水道*を利用できる環境を整備し、生活環境の向上を図ります。

主な内容

(汚水未整備区域の早期普及と施設の増強) 【5-1-1】

- 汚水管渠建設事業
- ポンプ場建設事業
- 終末処理場建設事業

(汚水未整備区域の早期普及と施設の増強)

● 汚水管渠建設事業

平成17年度(2005年度)までに、事業認可区域での汚水管渠の整備は概ね完了します。

事業認可区域外(市街化調整区域*等)の整備は、当分の間、見合わせています。



下水(汚水)管の布設状況

- **ポンプ場建設事業**

西地区の整備拡大に伴い津久井ポンプ場の汚水ポンプを増設するとともに、各ポンプ場の制御を浄化センターで集中管理ができるように、遠方監視制御設備を整備していきます。

また、合流式下水道の改善など今後の下水道事業を的確に捉え、各ポンプ場の機能を適正化していきます。

- **終末処理場建設事業**

下町浄化センターを中心に、各浄化センターの水処理施設等の増強を図り、公共用水域のさらなる水質の向上を図っていきます。

イ 施設の良好な保全 【5-2】

—取り組み方針—

これまでに整備してきた下水道の管渠、ポンプ場、浄化センターの施設を適切に維持管理して、その機能を常に良好な状態で維持します。

主な内容

(下水道施設の改築・更新) 【5-2-1】

- 下水道施設*の改築・更新

(下水道施設の効率的維持管理) 【5-2-2】

- 維持管理計画の策定による計画的維持管理
- 施設管理台帳システムの整備
- 下水道台帳*の整備
- 不明水*対策の実施
- 水系リスク管理の強化

(下水道施設の改築・更新)

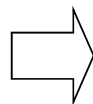
● 下水道施設の改築・更新

下水道施設の改築*・更新*は、施設を活用することや施設が老朽化することに伴い必ず発生します。これまで整備してきた膨大な下水道施設を改築更新するためには多額の事業費を必要とします。しかし、財政状況も厳しいため、施設の適正な維持*管理により延命化を図り、施設の「改築・更新計画」を策定していきます。

管渠については、管路施設の調査を行うとともに、必要か所の改築更新を進めます。また、ポンプ場・浄化センターについては、維持管理の省力化及び機能向上等を併せて改築更新を進めていきます。



改築更新前



改築更新後

下水道施設の改築更新（下町浄化センター中央監視室）

(下水道施設の効率的維持管理)

● 維持管理計画の策定による計画的維持管理

下水道施設の予防・保全的、計画的な維持管理を推進するため、「維持管理計画」を策定するとともに、計画に基づいた維持管理を行います。

● 施設管理台帳システムの整備

ポンプ場、浄化センターの維持管理を良好に行うため、企業会計への移行に伴う財産管理システムの整備に合わせて、維持管理台帳システムを整備し、施設管理情報の一元化を図っていきます。

● 下水道台帳の整備

下水台帳（管路施設の台帳）の整備及び閲覧システムの管理を継続して行うとともに、情報の共有化を推進し、事業の効率化・高度化、さらに住民サービスの向上を図っていきます。



下水道台帳の整備作業状況

● 不明水対策の実施

晴天時や雨天時における汚水管渠への浸入する不明水*は、管路施設や処理施設の劣化を早めるとともに、処理機能に影響を及ぼし、維持管理費の増加にもつながっていることから、実態調査を実施して原因を究明し、対策事業を計画的に実施していきます。

● 水系リスク管理*の強化

下水道の機能に悪影響を与える物質については、特定事業場や規制物質使用事業場に対する排水施設の審査及び排水の監視・指導を強化するなど、流入規制を含めたリスク管理を強化していきます。

また、水系環境や下水道の保全に関するさまざまな情報提供や啓発活動を行い、下水道を利用する多くのお客様からご理解とご協力が得られるよう努めていきます。

ウ 施設の危機管理の向上 【5-3】

—取り組み方針—

耐震診断調査結果に基づき、人命尊重、処理機能の優先確保等の優先順位を設定して計画的に補強工事を実施します。

また、下水道施設の耐震性を向上させるとともに、地震等の災害に対して、都市機能が確保できるようリスク管理を強化します。

主な内容

(下水道施設の耐震化) 【5-3-1】

- 下水道施設の耐震化

(下水道施設のネットワーク及び二条化) 【5-3-2】

- 下水道施設のネットワーク及び二条化

(汚泥処理の広域化) 【5-3-3】

- 汚泥処理*の広域化調査・検討

(下水道施設の耐震化)

● 下水道施設の耐震化

人命尊重を最優先として、各浄化センターの管理棟を耐震補強するとともに、ポンプ場のポンプ機能を有する沈砂池・ポンプ棟及び下町浄化センターの水処理施設の耐震補強を行います。



下町浄化センター管理棟耐震補強工事

(下水道施設のネットワーク及び二条化)

● 下水道施設のネットワーク及び二条化

施設の被災時の代替機能を確保するため、追浜一下町浄化センター及び上町一下町浄化センター間に連絡管を布設する検討を行うとともに、上町一下町浄化センター汚泥圧送管の二条化も含め施設のリスク管理の強化を検討していきます。



下町浄化センター管理棟耐震補強完成

(汚泥処理の広域化)

● 汚泥処理の広域化調査・検討

下水道の普及とともに増加する汚泥処理に関して、神奈川県下水汚泥処理総合計画（神奈川県が策定中）に基づき、県内市町村と連携することにより汚泥焼却炉休止時の相互運用を図るなど、コスト縮減や効率化を目的に調査・検討を進めていきます。



汚泥焼却炉（下町浄化センター）

エ 浸水対策の推進 【5-4】

—取り組み方針—

雨水排水施設の整備を計画的に推進し、既存の施設を有効に利用して、適切な運転管理により浸水の防除に努めます。

主な内容

(雨水幹線及び枝線管渠の整備) 【5-4-1】

- 雨水幹線及び枝線管渠の整備

(雨水ポンプ施設の整備) 【5-4-2】

- 雨水ポンプ施設の整備

(雨水幹線及び枝線管渠の整備)

● 雨水幹線及び枝線管渠の整備

各排水区の幹線管渠を整備するとともに、過去に浸水や冠水した地域である夏島、深浦、汐入、坂本、根岸第2、森崎、大矢部、舟倉の各排水区の雨水枝線管渠を整備し、浸水の解消を図っていきます。

(雨水ポンプ施設の整備)

● 雨水ポンプ施設の整備

根岸ポンプ場において、雨水ポンプ棟を増築及びポンプ施設を増強し、根岸地区の浸水の解消を図っていきます。



馬堀排水区雨水幹線工事（シールド工法）



根岸ポンプ場雨水ポンプ棟増築完成予想図

(6) まちのうるおいときれいな川や海の創出 【政策 6】

公共用水域のさらなる水質の向上を目指し、環境施策を推進するとともに、生態系を保全し、健全な水環境・水循環の創造に取り組んでいきます。

ア 公共用水域の水質向上 【6-1】

—取り組み方針—

都市排水の適正な処理により、河川、海の公共用水域*の水質を向上させ、自然（水環境*・水循環*）を保全していきます。

主な内容

(合流式下水道の改善) 【6-1-1】

- 合流式下水道*の改善

(高度処理の推進) 【6-1-2】

- 高度処理*の推進

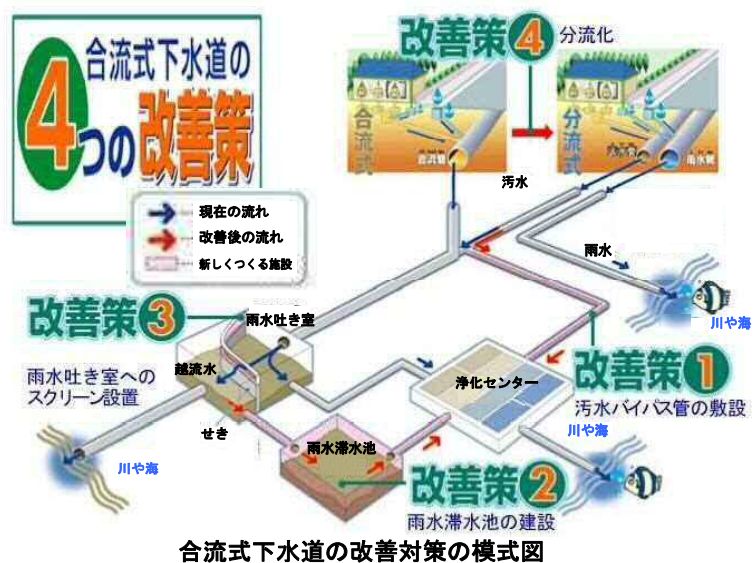
(ノンポイント汚濁負荷*対策) 【6-1-3】

- 初期雨水*による汚濁負荷*の削減

(合流式下水道の改善)

- 合流式下水道の改善

汚水バイパス管（汚水遮集管*）、雨水滞水施設*、一部地域の分流化*及び、雨水吐き室*にスクリーンを設置するなどの改善を行い、雨天時の越流水*による汚濁負荷*を削減し、公共用水域の水質向上を図ります。



(高度処理の推進)

● 高度処理の推進

平成13年(2001年)12月1日に施行された水質汚濁防止法*施行令の一部改正では、水質総量規制*の対象項目に窒素*とリン*が追加されました。

本市においては、この規制に対応するため下町浄化センターの水処理施設の増設に加え、高度処理*施設についても、国の動向や財政状況を考慮し検討していきます。

(ノンポイント汚濁負荷対策)

● 初期雨水による汚濁負荷の削減

現在のところ抜本的な対策が見込めないので、当分の間、管路の維持管理及び道路清掃等の施策による対応を図りながら、関係機関と調整し、検討を進めていきます。

イ まちのうるおいと活力の向上 【6-2】

—取り組み方針—

自然と人との持続的な共存の実現に向けて、様々な水環境の健全化を図ります。

主な内容

(水辺や生態系の保全・復活) 【6-2-1】

- 水辺や生態系の保全・復活

(都市・地域の活力の向上) 【6-2-2】

- 都市・地域の活力の向上

(水辺や生態系の保全・復活)

● 水辺や生態系の保全・復活

水環境を保全するために、病原性微生物や環境ホルモン等の微量有害物質を処理できるシステムの調査、研究や紫外線滅菌等を実施していきます。

また、下町及び追浜浄化センターに整備した「トンボの王国」のビオトープ*を維持管理することをはじめ、自然系及び人工系の様々な水循環の健全化に貢献していきます。

雨水*は下水管を通して、速やかに公共用水域に放流するだけでなく、貯留・浸透施設（浸透ます等）を推進することにより、地下水の復元等、水循環を確保していきます。



トンボの王国

(都市・地域の活力の向上)

● 都市・地域の活力の向上

浄化センター内のビオトープや浄化センター上部のオープンスペースに設置されている公園を、今後も継続して市民に開放し、まちのうるおいと地域の活力の向上に寄与していきます。



下町浄化センター屋上利用